ショートステイ湖西白萩　運営規程

（サービスの目的）

第１条　社会福祉法人慈悲庵が設置運営する特別養護老人ホーム湖西白萩（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　サービスの提供に当たって、事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練により、要介護者等の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

２　サービスの実施にあたっては、関係市（区）町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　ショートステイ湖西白萩

（２）所在地　静岡県湖西市太田 450 番 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数、職務は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（兼務職員を含む）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）従業者

医師　１名（非常勤）（兼務職員を含む）

生活相談員　１名以上（兼務職員を含む）

介護支援専門員　１名以上（兼務職員を含む）

看護職員　１名以上（兼務職員を含む）

介護職員　７名以上

機能訓練指導員　１名以上（兼務職員を含む）

管理栄養士　１名以上（兼務職員を含む）

調理員　委託（株式会社　魚国総本社）

事務員　１名以上（兼務職員を含む）

従業者は、サービスの提供を行う。なお、従業者の職務は次のとおりとする。

①　医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

②　介護支援専門員は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成・変更、実施状況の把握などの業務に従事する。

③　生活相談員は、利用者の立場に立った生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に従事する。また、利用調整に関する業務を行う。
④　介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、援助に従事する。
⑤　看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
⑥　栄養士は、栄養ケアマネジメントに沿った献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
⑦　機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
⑧　事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
⑨　調理員は、給食業務に従事する。

（利用定員）

第５条　事業所の利用定員は次のとおりとする。

（１）併設利用型　20 名

ユニット数：2　　1 ユニットあたりの定員：10 名

（２）空床利用型　特別養護老人ホームの定員の中で利用されていない居室の数

（サービスの内容及び利用料金等）

第６条　サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割（一定以上の所得がある方には２～３割）の額とする。

（１）入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

ア　介護

（ァ）　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとする。

（ィ）　1 週間に 2 回以上、適切な方法による入浴の機会の提供をする。（入浴ができない時は清拭の提供）

（ゥ）　排泄の自立についての必要な支援をする。

（ェ）　おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適宜取り替えるようにする。

（ォ）　離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援を行うようにする。

イ　食事

（ァ）　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

（ィ）　利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

（２）日常生活動作の機能訓練

ア　機能訓練

（ァ）　利用者の心身状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（３）健康チェック

ア　健康管理

（ァ） 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（ィ） 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

イ　協力医療機関

（ァ） 協力医療機関として、伊藤医院・市立湖西病院を定める。

（ィ） 協力歯科医療機関として、はる歯科クリニック・知波田駅歯科を定める。

（４） 営業日及び営業時間

（ア） 営業日　　全日

（イ） 受付時間　　8：30～17：30

（５） 送迎

（ァ） 利用者の状況を踏まえ安全に送迎を提供する。

（６）その他のサービスの提供

（ァ） 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

（ィ） 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

2　その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号の掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を１日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

（１）滞在費　　2,200 円

（２）食費　　朝食 550 円、昼食 770 円、夕食 620 円　合計 1,940 円（1 日あたり）

（３）日常生活費　実費

（４）行事、レクリエーション代　実費

（５）理容代　実費

（６）コンセント使用料（1 口）　1 日あたり 50 円

（７）キャンセル料　利用予定日の前日までに申し出があった場合　→　無料

利用予定日の前日までに申し出がなかった場合

→　サービス利用料金（10 割）、食費（1 日分）、滞在費（1 日分）

3　事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

4　事業所は、第１項及び第２項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供書を利用者に対して交付することとする。

5　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

６　第１項、第２項及び第５項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第７条　従業者は、サービスの提供を行なっているときに、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは速やか主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の送迎実施地域）

第８条　通常の送迎実施地域は次の区域とする。

湖西市全域、浜松市北区三ケ日町全域、豊橋市全域、新城市全域、

※上記の通常の送迎実施地域以外に送迎を行う場合は、予め利用者またはその家族に対し説明を行い同意を得て、1km あたり 30 円を加算させて頂くこととする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。

特別養護老人ホームと併設のため、サービス利用中の生活の規則は特別養護老人ホーム入所者の規則を守り、他の入所者・利用者の迷惑にならないようにする。

共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないように利用する。

（非常災害対策）

第１０条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行うと共に、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

２　災害の発生時には、事業継続計画に基づいた対応を行う。

（秘密保持）

第１１条　従業者は業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持する。

２　従業者であった者が業務上知り得た利用者またはその家族等の事項を第三者にもらさないようにするため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（身体的拘束等の適正化）

第１３条　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

（苦情対応）

第１４条　事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　事業所は、利用者及びその家族からの苦情に関して市（区）町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（衛生管理）

第１５条　事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

３　事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

（掲示）

第１６条　事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（会計の区分）

第１７条　事業所は、サービスの会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

２　事業所の経理は、社会福祉法人慈悲庵経理規程に定めるところによる。

（記録の整備）

第１８条　事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。

（１）（介護予防）短期入所生活介護計画

（２）第６条に規定したサービス内容の具体的な記録

（３）身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）市（区）町村への通知に係る記録

（５）第１２条に規定する苦情内容の記録

（６）事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営についての留意事項）

第１９条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１ヶ月以内

（２）階層別研修　随時

２　事業所は、全ての通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

３　事業所は、運営規程の概要等の重要事項等について、書面掲示に加えインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、必要な情報をウエブサイトに掲載し公表をする。
４　この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈悲庵と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第２０条　事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
２　前項に定めるカスタマーハラスメントには、言動の内容や手段や態様が社会通念上許容される範囲を超える行為を含むものとするが、これらに限られるものではない。
３　事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
４　事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
５　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、利用契約の解除やサービス利用の停止、弁護士や警察等の法的措置を講ずることがある。

附則

この規程は、平成１９年０４月０１日から施行する。
この規程は、平成２１年０４月０１日から改正施行する。
この規程は、平成２３年０８月０１日から改正施行する。
この規程は、平成２４年０４月０１日から改正施行する。
この規程は、平成２５年０２月２０日から改正施行する。
この規程は、平成２５年０３月１６日から改正施行する。
この規程は、平成２５年０３月２５日から改正施行する。
この規程は、平成２７年０４月０１日から改正施行する。
この規程は、平成２７年０８月０１日から改正施行する。
この規程は、平成２８年１１月０１日から改正施行する。
この規程は、平成３０年０８月０１日から改正施行する。
この規定は、平成３１年０４月０１日から改正施行する。
この規定は、令和　元年１０月０１日から改正施行する。
この規定は、令和０３年０４月０１日から改正施行する。
この規定は、令和０５年０５月０１日から改正施行する。
この規定は、令和０６年０４月０１日から改正施行する。
この規定は、令和０６年０８月０１日から改正施行する。
この規定は、令和０７年０６月０１日から改正施行する。
この規定は、令和０７年０７月０１日から改正施行する。
この規定は、令和０８年１０月０１日から改正施行する。